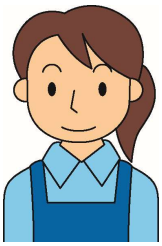
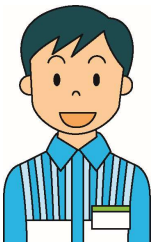
調布市消費者安全確保地域協議会
～地域での見守り活動について～

高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった方の
消費者被害を防ぐため、市と地域の方が連携し、見守り活動を通じて、
消費者被害の未然防止及び拡大防止を図ることが重要です。







消費者庁イラスト集より

令和８年１０月２１日 14時
調布市見守りネットワーク会議
調布市消費生活センター

調布市消費者安全確保地域協議会

普段の見守り活動の中で、
消費者被害に遭いそうな高齢者等を見かけたら、
消費生活センターや地域包括支援センターへ
御連絡ください。

消費生活センター　＆　地域包括支援センター

見守りネットワークＢゾーンの内
同意をいただいた団体
（現在49団体）





消費者庁イラスト集より

国民生活センター　見守り新鮮情報

見守り新鮮情報



自宅マンションについて「**リースバック**」の説明をしたいと電話があり、不動産業者が来訪した。「1,200万円で自宅売却後、家賃を支払いそのまま住むという契約」について朝から夜遅くまで長時間**しつこく勧誘**され、契約してしまった。後日親族から「売却価格が安い。よく考えた方がいい」と言われ**解約**を申し入れたが、**手付金** 50万円の**返金**と**違約金** 50万円を**請求**された。契約書には確かに違約金の記載があるが、勧誘時に一切説明されておらず納得できない。（80歳代）

リースバック契約は慎重に

- 住宅を売却して現金を得て、売却後は毎月家賃を支払うことで同じ家に引き続き住む「リースバック」の契約について様々な相談が寄せられています。
- 自宅を売却するつもりがない場合は、不動産業者から電話がかかってきても安易に訪問を許さず、きっぱりと断り、今後勧誘しないよう伝えましょう。

ひとこと助言



- 契約を検討する場合は、提示された売却価格について複数事業者に意見を聞いてみましょう。住み続ける間の家賃を支払うことができるのか、また、退去を求められることになった場合に住む場所を確保できるのかなどについて検討しましょう。
- 不動産業者に自宅を売却する場合、クーリング・オフができません。契約解除には、手付金の倍額を支払うこととなり、手付解除が可能な期間を過ぎると高額な違約金が必要になる場合がありますので、慎重に判断しましょう。
- 国土交通省の「住宅のリースバックに関するガイドブック」を活用し、家族など信頼できる方に相談しましょう。困ったときはお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第552号（2026年10月1日）発行：独立行政法人国民生活センター

見守り新鮮情報

突然、事業者が訪問してきて「太陽光パネルの点検が**法律で義務化**されたので、太陽光設備を**無料で点検**する。パネルによる**火災事故**が起こっている」などと説明された。後日、事業者が改めてやってきてドローンを飛ばして点検した。事業者に「パネルをサーモモニターで確認したところ赤くなっているので、今後、太陽光パネルを長期使用するためには**洗浄**と**コーティング**が**必要**」と言われ、言われるがまま**約40万円の契約**をした。ネットで調べた娘から、だまされているので解約をするように言われた。事業者の説明が虚偽なら**解約**したい。（80歳代）



太陽光発電システムの点検商法に注意

ひとこと助言



- 事業者から「太陽光発電システムの点検が義務化された」などと言われて無料点検を勧められたり、点検を受けた結果、太陽光パネルの洗浄等の高額な契約を迫られたという相談が増えています。
- 太陽光発電システムを効率的に、また安全に利用するためには定期的な点検を行うことが重要ですが、「点検が義務化された」など契約を迫るセールストークには慎重に対応しましょう。
- 「点検は義務」と言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。よく分からない場合は、設置事業者に相談しましょう。
- 太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せずに複数社から見積もりを取り検討しましょう。
- 不安に思った場合は、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第534号（2026年1月29日）発行：独立行政法人国民生活センター

見守り新鮮情報

事例1　自宅に**電話**があり、**海産物**の購入を勧められた。**断った**のだが、海産物が**送られて**きて、**代引き**で受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。（90歳代）



事例2　海産物販売業者から突然**電話**があり、**海産物の勧誘**を受けた。断ったが「売れなくて**困っている**。損はさせない」と**しつこく**言われ、約2万円の商品を買うことを**承諾**してしまった。その後、どんなものが来るか心配になり、**断ろう**と何度も電話したが**連絡がつかない**。（60歳代）

海産物の電話勧誘トラブルに注意

ひとこと助言



- 電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきたなどの相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。
- ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。
- 断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。
- 電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第495号（2024年10月24日）発行：独立行政法人国民生活センター

見守り新鮮情報



見守りと気づきのポイント

<居室・居宅の様子>

- □ 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- □ 不審な健康食品、魚介類などはないか
- □ 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- □ 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか
- □ 複数社から配達された新聞や景品類はないか
- □ 居室が不自然に散らかっていないか
- □ 不審な業者が出入りしている形跡はないか

<本人の言動や態度など>

- □ 不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- □ お金に困っている様子はないか
- □ 預金通帳などに不審な出金の記録はないか
- □ 何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか
- □ 元気がないなど困った様子はないか

「見守り」と「気づき」で高齢者の被害を防ごう

ひとこと助言



- 困ったとき、心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。家族や地域包括支援センターの職員など周囲の方からでも相談できます。
- 「知らない電話には出ない」「その場で契約せず家族や周囲に相談する」など対応策も伝えましょう。地域の見守り活動や留守番電話機能なども活用しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第521号（2025年9月18日）発行：独立行政法人国民生活センター